

# 選挙区調査特別委員会

## 提出資料

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 県議会議員の定数等に係る法令の規定について  | 1  |
| 2. 都道府県議会議員定数訴訟に係る主な最高裁判決 | 5  |
| 3. 衆議院議員定数訴訟に係る主な最高裁判決    | 8  |
| 4. 参議院議員定数訴訟に係る主な最高裁判決    | 10 |
| 5. 三重県議会の議員の定数及び選挙区       | 12 |
| 6. 各都道府県議会議員の定数及び選挙区の状況   |    |
| (1) 各都道府県における一票の格差の状況     | 13 |
| (2) 旧法定上限数と比較した削減率順       | 14 |
| (3) 議員一人当たり人口順            | 15 |
| 7. 過去の選挙区調査特別委員会等における     |    |
| 委員長報告及び検討結果               | 16 |
| 8. 公職選挙法の一部を改正する法律案の動向    | 28 |

〈参考図〉 三重県議会議員の選挙区と定数の区割図

平成25年2月7日

三重県選挙管理委員会／三重県議会事務局

## 県議会議員の定数等に係る法令の規定について

### 1 総定数（地方自治法第 90 条）

- (1) 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。
- (2) 議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。  
※平成 23 年 8 月、地方自治法の一部改正により、議員定数の上限を人口に応じて定めている規定は撤廃されました。

### 2 選挙区（公職選挙法第 15 条、第 271 条）

- (1) 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。
- (2) 郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。（＝強制合区）  
\*参考 1,854,724 人(H22 国勢調査人口)÷51 人(定数)=36,367 人  
 $36,367 \text{ 人} \div 2 = 18,184 \text{ 人}$
- (3) 郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。（＝任意合区）
- (4) 郡の区域が他の郡市の区域により 2 以上に分断されている場合には、分断された各区域又はそれらの区域を合わせた区域を郡の区域とみなすことができる。郡の区域が他の郡市の区域により分断されていないが地勢及び交通上分断するものと類似する状況にあるときも同様とする。
- (5) 郡市の区域が 2 以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合、各区域を郡市の区域とみなすことができる。
- (6) 強制合区又は任意合区の規定により選挙区を設ける場合、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

### 3 選挙区別定数（公職選挙法第 15 条第 8 項）

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

### 4 人口の定義（地方自治法第 254 条、公職選挙法施行令第 144 条）

人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

## 公職選挙法(昭和二十五年四月十五日法律第百号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

- 2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下本条中「議員一人当りの人口」という。)の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。
- 3 第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。
- 5 一の郡市の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用(前項の規定の適用がある場合を含む。)については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十一条 第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。

2 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。



## 都道府県議会議員選挙区定数に係る主な最高裁判決

平成25年2月7日 三重県選挙管理委員会

| 判決日            | 対象選挙                      | 格差    | 適法・違法の別 | 主な理由  |
|----------------|---------------------------|-------|---------|---|
| 平成元年<br>12月21日 | 昭62.4.12<br>兵庫県議会議員<br>選挙 | 3.81  | 適法(注)   | ・本件選挙当時において選挙区間に存した投票価値の格差は、選挙区の人口と配分された定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされる県議会議員の選挙制度において、右格差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、議会の合理的裁量の限界を超えたものと推定される。       |
| 昭和62年<br>2月17日 | 昭60.7.7<br>東京都議会議員<br>選挙  | 3.40  | 違法      | ・本件配分規定のもとにおける1対3.40という格差は、定数が二人以上の選挙区における格差であるが、人口比例によって議員定数が配分されるとすれば、定数が二人以上で議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と他の選挙区とを比較した場合に、それぞれ議員一人当たりの人口に右のような格差が生じる筈がなく、右の格差をもって公選法が当然に予定し許容するものであるということとはできない。                       |
| 平成3年<br>4月23日  | 平成元.7.2<br>東京都議会議員<br>選挙  | 3.09  | 違法      | ・本件定数配分規定の下における右の格差、人口比定数と現定数との乖離が示す選挙区間における投票価値の不平等は、地方公共団体の議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していた。そして、都心部における昼間人口の増加、行政需要の増大等を考慮してもなお、右の格差を是認することはできない。                       |
| 平成5年<br>10月22日 | 平3.4.7<br>愛知県議会議員<br>選挙   | 2.89  | 適法      | ・定数配分規定が公選法の規定に適合するかどうかは、都道府県議会の具体的に定めるところがその裁量権の合理的な行使か否かによって決するほかはない。<br>・本件選挙当時の投票価値の不平等は、愛知県議会において地域間の均衡を図るための諸般の要素を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、同議会に与えられた裁量権の合理的な行使と是認することができる。            |
| 平成元年<br>12月21日 | 昭62.4.12<br>岡山県議会議員<br>選挙 | 2.834 | 適法      | ・議員定数の配分に当たり人口比例の原則を修正するかどうかについては、都道府県の議会にこれらを決定する裁量権が原則与えられていると解される。<br>・本件選挙当時の投票価値の不平等は、岡山県議会において地域間の均衡を図るための諸般の要素を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、同議会に与えられた裁量権の合理的な行使と是認することができる。              |
| 平成12年<br>4月21日 | 平11.4.11<br>千葉県議会議員<br>選挙 | 2.758 | 適法      | ・公選法第15条第8項は、投票価値の平等を強く要求しているが、選挙区への定数に関する法の規定等からすれば、選挙区間における人口の格差は1対3を超える場合が有り得る。<br>・本件選挙当時の投票価値の不平等は、千葉県議会において地域間の均衡を図るための諸般の要素を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、同議会に与えられた裁量権の合理的な行使と是認することができる。 |

(注) 投票価値の格差は法に違反する程度に至っていたが、是正のための合理的期間を経過していないため、違法ではないとされた。

都道府県議会議員選挙 定数訴訟判決一覧

平成25年2月7日 三重県選挙管理委員会

| 選挙執行年月日                | 選挙区  | 第1審(高裁)判決                                | 最高裁判決   | 最大格差                             |
|------------------------|--|--|---|----------------------------------|
| ①昭56.7.5<br>東京都議会議員選挙  | 江戸川区   | 東京高裁昭58.7.25<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言     | 最高裁昭59.5.17<br>「上告棄却」<br>当該選挙の違法を宣言<br>(合理的期間10年経過) | 7.45<br>(全選挙区間)                  |
| ②昭58.4.10<br>千葉県議会議員選挙 | 市川市、<br>我孫子市・沼南町   | 東京高裁昭59.8.7<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言      | 最高裁昭60.10.31<br>「上告棄却」<br>当該選挙の違法を宣言<br>(合理的期間6年経過) | 6.49(特例選挙区を含む)<br>4.58(特例選挙区を除く) |
| ③昭60.7.7<br>東京都議会議員選挙  | 葛飾区  | 東京高裁昭61.2.26<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言     | 最高裁昭62.2.17<br>「上告棄却」<br>当該選挙の違法を宣言                 | 3.40(定数2以上の選挙区間)                 |
| ④昭62.4.12<br>千葉県議会議員選挙 | 市川市  | 東京高裁昭63.9.19<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言     | 最高裁平元.12.18<br>「原判決変更」<br>選挙は適法                     | 3.98(特例区を含む)<br>2.81(特例区を除く)     |
| ⑤昭62.4.12<br>兵庫県議会議員選挙 | 神戸市西区、北区<br>須磨区、宝塚市、<br>高砂市、伊丹市  | 大阪高裁昭63.11.22<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言    | 最高裁平元.12.21<br>「原判決変更」<br>選挙は適法                     | 4.52(特例区を含む)<br>3.81(特例区を除く)     |
| ⑥昭62.4.12<br>岡山県議会議員選挙 | 赤磐郡  | 広島高裁岡山支部<br>昭63.10.27<br>「請求棄却」<br>選挙は適法 | 最高裁平元.12.21<br>「上告棄却」<br>選挙は適法                      | 3.455(特例区を含む)<br>2.834(特例区を除く)   |
| ⑦平元.7.2<br>東京都議会議員選挙   | 足立区  | 東京高裁平2.1.30<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言      | 最高裁平3.4.23<br>「上告棄却」<br>当該選挙の違法を宣言                  | 3.09<br>(全選挙区間)                  |
| ⑧平3.4.7<br>千葉県議会議員選挙   | 千葉市、市川市<br>(全選挙区)  | 東京高裁平4.2.26<br>「請求棄却」<br>選挙は適法           | 最高裁平5.10.22<br>「上告棄却」<br>選挙は適法                      | 3.48(特例区を含む)<br>2.45(特例区を除く)     |
| ⑨平3.4.7<br>愛知県議会議員選挙   | 岡崎市、西尾市、<br>名古屋市(名東区、<br>東区、天白区、熱田<br>区、緑区、瑞穂区、<br>昭和区、南区、千種<br>区、中村区) | 名古屋高裁平4.8.5<br>「請求棄却」<br>当該選挙の違法を宣言      | 最高裁平5.10.22<br>「原判決変更」<br>選挙は適法                     | 5.02(特例区を含む)<br>2.89(特例区を除く)     |
| ⑩平5.6.27<br>東京都議会議員選挙  | 足立区  | 東京高裁平6.3.31<br>「請求棄却」<br>選挙は適法           | 最高裁平7.3.24<br>「上告棄却」<br>選挙は適法                       | 3.52(特例区を含む)<br>2.04(特例区を除く)     |
| ⑪平7.4.9<br>千葉県議会議員選挙   | 市川市  | 東京高裁平8.2.29<br>「請求棄却」<br>選挙は適法           | 最高裁平8.9.13<br>「上告棄却」<br>選挙は適法                       | 3.48(特例区を含む)<br>2.45(特例区を除く)     |
| ⑫平7.4.9<br>名古屋市議会議員選挙  | 天白区を除く全<br>選挙区   | 名古屋高裁平7.12.27<br>「請求棄却」<br>選挙は適法         | 最高裁平8.9.24<br>「上告棄却」<br>選挙は適法                       | 1.73(全選挙区間)                      |

| 選挙執行年月日                    | 選挙区                          | 第1審(高裁)判決                           | 最高裁判決                            | 最大格差                            |
|----------------------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| ⑬平 9.7.6<br>東京都議会議員選挙      | 足立区                          | 東京高裁平 10.5.14<br>「請求棄却」<br>選挙は適法    | 最高裁平 11.1.22<br>「上告棄却」<br>選挙は適法  | 3.95 (特例区を含む)<br>2.15 (特例区を除く)  |
| ⑭平 11.4.11<br>大阪府議会議員選挙    | 箕面市・豊能郡                      | 大阪高裁平 11.7.15<br>「請求棄却」<br>選挙は適法    | 最高裁平 11.11.9<br>「上告棄却」<br>選挙は適法  | 2.48 (全選挙区間)                    |
| ⑮平 11.4.11<br>千葉県議会議員選挙    | 八千代市                         | 東京高裁平 11.9.3<br>「請求棄却」<br>選挙は適法     | 最高裁平 12.4.21<br>「上告棄却」<br>選挙は適法  | 3.73 (特例区を含む)<br>2.758 (特例区を除く) |
| ⑯平 12.7.30<br>名古屋市議会議員補欠選挙 | 中区                           | 名古屋高裁平 13.4.19<br>「請求棄却」<br>選挙は適法   | 最高裁平 13.12.18<br>「上告棄却」<br>選挙は適法 | 1.81 (全選挙区間)                    |
| ⑰平 15.4.13<br>大阪府議会議員選挙    | 箕面市・豊能郡<br>東大阪市選挙区<br>八尾市選挙区 | 大阪高裁平 15.9.19<br>「請求棄却・却下」<br>選挙は適法 | 最高裁平 16.1.16<br>「上告棄却」<br>選挙は適法  | 任意合区の是非が争点。<br>【参考】2.51 (全選挙区間) |
| ⑱平 23.4.10<br>新潟県議会議員選挙    | 新潟市江南区                       | 東京高裁平 23.8.18<br>「請求棄却」<br>選挙は適法    | 最高裁平 24.11.8<br>「上告棄却」<br>選挙は適法  | 2.213 (全選挙区間)                   |



## 平成23年(2011年)3月23日最高裁判決(抄)

(平成21年(2009年)執行衆議院小選挙区選挙に係る一票の較差を巡る選挙無効訴訟)

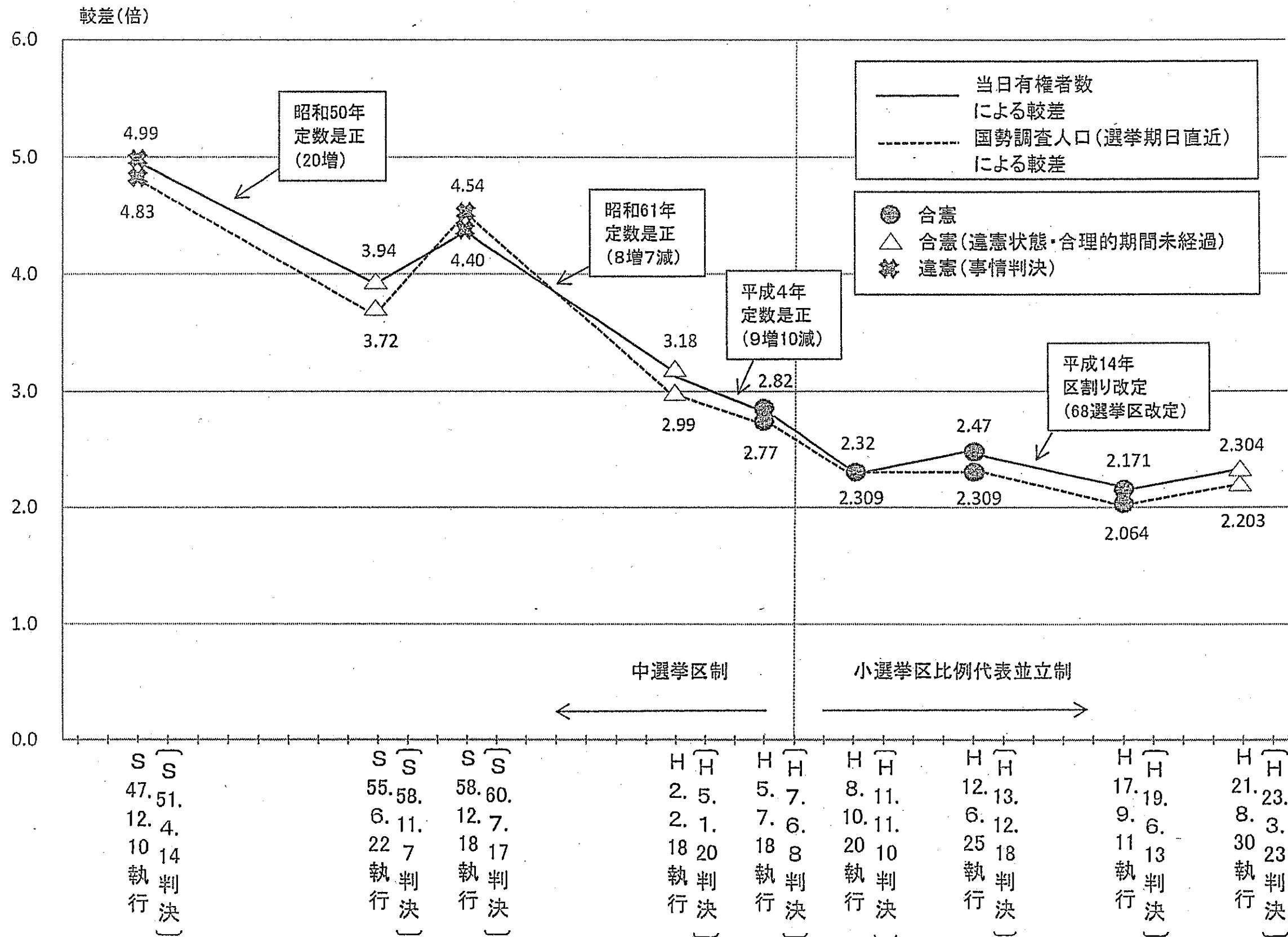
本件選挙当時において、いわゆる区画審設置法3条2項の1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、この基準に従って改定された公職選挙法13条1項、別表第1の選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないから、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。

衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。

(判決理由骨子より引用)

- 選挙当日有権者数 (H21.8.30) 1 対 2. 304 (高知県第3区 対 千葉県第4区)
- (前回較差是正の直近) H12国勢調査人口 (確定値) ※判決文中で引用  
1 対 2. 064 (高知県第1区 対 兵庫県第6区)
- 【参考】 H22国勢調査人口 (確定値) 1 対 2. 524 (高知県第3区 対 千葉県第4区)

# 衆議院総選挙における較差・最高裁判決と較差是正の推移



## 平成24年(2012年)10月17日最高裁判決(抄)

(平成22年(2010年)執行参議院通常選挙に係る一票の較差を巡る選挙無効訴訟)

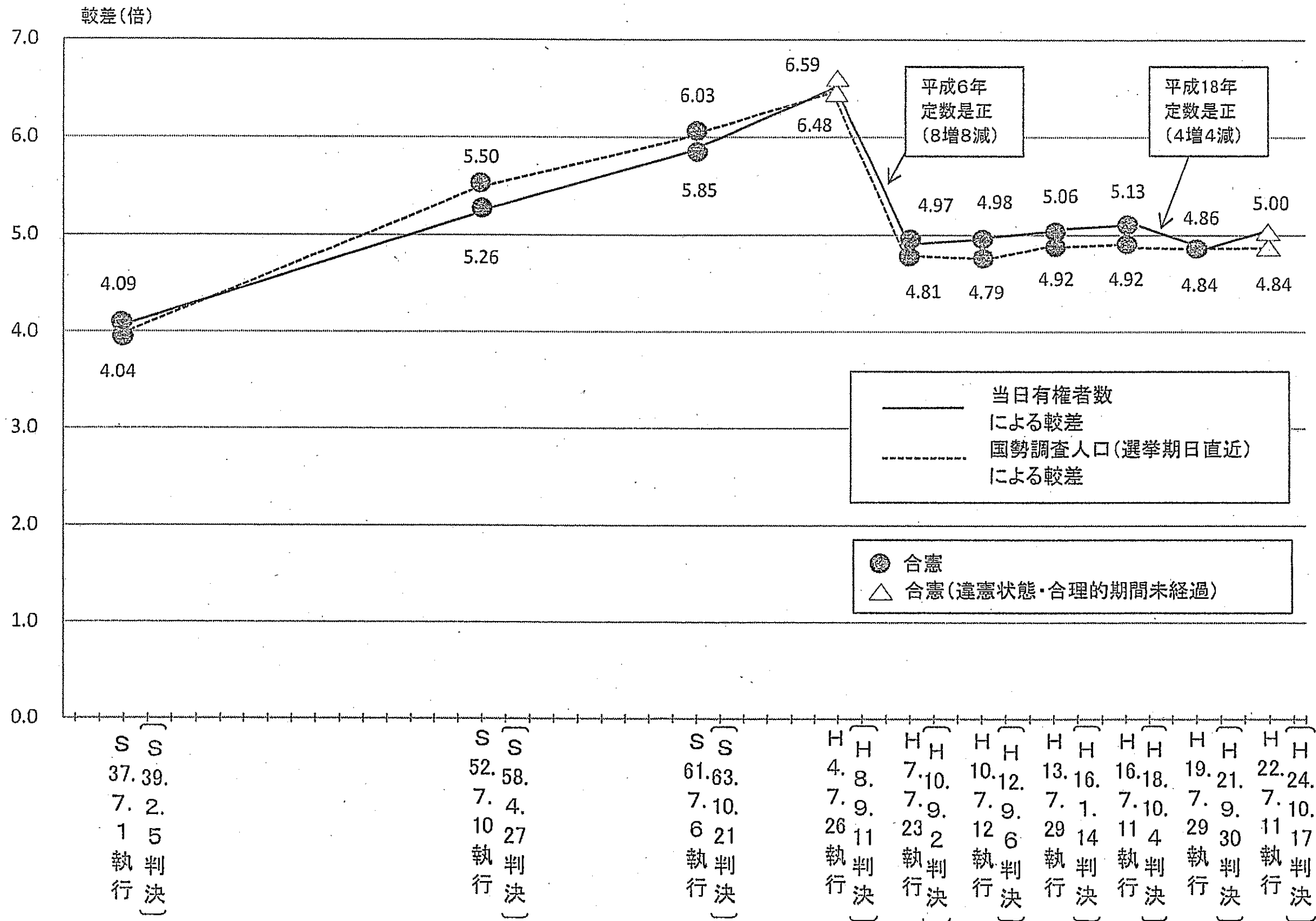
平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた。もっとも、上記選挙までの間に上記議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、その規定が憲法に違反する状態に至っていたということとはできない。

参議院議員選挙における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある。

(判決理由骨子より引用)

|  |           |              |
|--|-----------|--------------|
| ・ H22通常選挙当日有権者数 (H22.7.11)                     | 1 対 5.004 | (鳥取県 対 神奈川県) |
| ・ (選挙期日の直近、前回較差是正の直近) H17国勢調査人口 (確定値) ※判決文中で引用 | 1 対 4.842 | (鳥取県 対 大阪府)  |
| ・ 【参考】 H22国勢調査人口 (確定値)                         | 1 対 5.124 | (鳥取県 対 神奈川県) |

# 参議院通常選挙における較差・最高裁判決と較差是正の推移



# 三重県議会の議員の定数及び選挙区

三重県議会事務局

資料5

| 選挙区       | 区域       | 平成19年4月8日執行 三重県議会議員選挙 |               |                    |                          | 平成23年4月10日執行 三重県議会議員選挙 |               |                    |             |            |      |            |                          |                                |                          |        |
|-----------|----------|-----------------------|---------------|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------|--------------------|-------------|------------|------|------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|--------|
|           |          | 人口(人)<br>H17年国勢調査     | 定数51の<br>配当基数 | 現行<br>定数           | 議員1人当たり<br>人口<br><人口/定数> | 人口(人)<br>H22年国勢調査      | 定数51の<br>配当基数 | 配当基数<br>整 数        | 配当基数<br>順 位 | 人口割<br>実定数 | 定数増減 | 現 行<br>定 数 | 議員1人当たり<br>人口<br><人口/定数> | 面積<国土<br>理院>(km <sup>2</sup> ) | 議員1人当たり<br>面積<br><面積/定数> |        |
| 1         | 津市       | 津市                    | 288,538       | 7,882              | 7                        | 41,220                 | 285,746       | 7,857              | 7           | ②          | 8    | -1         | 7                        | 40,821                         | 710.81                   | 101.54 |
| 2         | 四日市市     | 四日市市                  | 303,845       | 8,300              | 7                        | 43,406                 | 307,766       | 8,463              | 8           |            | 8    | -1         | 7                        | 43,967                         | 205.53                   | 29.36  |
| 3         | 伊勢市      | 伊勢市                   | 134,973       | 3,687              | 4                        | 33,743                 | 130,271       | 3,582              | 3           | ⑦          | 4    |            | 4                        | 32,568                         | 208.53                   | 52.13  |
| 4         | 松阪市      | 松阪市                   | 168,973       | 4,616              | 4                        | 42,243                 | 168,017       | 4,620              | 4           | ⑤          | 5    | -1         | 4                        | 42,004                         | 623.77                   | 155.94 |
| 5         | 桑名市・桑名郡  | 桑名市                   | 138,963       |                    |                          |                        | 140,290       |                    |             |            |      |            |                          |                                | 136.61                   |        |
|           |          | 木曾岬町                  | 6,965         |                    |                          |                        | 6,855         |                    |             |            |      |            |                          |                                | 15.72                    |        |
|           |          | 計                     | 145,928       | 3,986              | 4                        | 36,482                 | 147,145       | 4,046              | 4           | 4          | 4    | 36,786     | 152.33                   | 38.08                          |                          |        |
| 6         | 鈴鹿市      | 鈴鹿市                   | 193,114       | 5,275              | 4                        | 48,279                 | 199,293       | 5,480              | 5           |            | 5    | -1         | 4                        | 49,823                         | 194.67                   | 48.67  |
| 7         | 名張市      | 名張市                   | 82,156        | 2,244              | 2                        | 41,078                 | 80,284        | 2,208              | 2           |            | 2    |            | 2                        | 40,142                         | 129.76                   | 64.88  |
| 8         | 尾鷲市・北牟婁郡 | 尾鷲市                   | 22,103        |                    |                          |                        | 20,033        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 193.16                   |        |
|           |          | 紀北町                   | 19,963        |                    |                          |                        | 18,611        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 257.01                   |        |
|           |          | 計                     | 42,066        | 1,149              | 2                        | 21,033                 | 38,644        | 1,063              | 1           | 1          | +1   | 2          | 19,322                   | 450.17                         | 225.09                   |        |
| 9         | 亀山市      | 亀山市                   | 49,253        | 1,345              | 1                        | 49,253                 | 51,023        | 1,403              | 1           |            | 1    |            | 1                        | 51,023                         | 190.91                   | 190.91 |
| 10        | 鳥羽市      | 鳥羽市                   | 23,067        | 0,630              | 1                        | 23,067                 | 21,435        | 0,589              | 0           | ⑥          | 1    |            | 1                        | 21,435                         | 107.99                   | 107.99 |
| 11        | 熊野市・南牟婁郡 | 熊野市                   | 21,230        |                    |                          |                        | 19,662        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 373.63                   |        |
|           |          | 御浜町                   | 9,903         |                    |                          |                        | 9,376         |                    |             |            |      |            |                          |                                | 88.28                    |        |
|           |          | 紀宝町                   | 12,648        |                    |                          |                        | 11,896        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 79.66                    |        |
|           |          | 計                     | 43,781        | 1,196              | 2                        | 21,891                 | 40,934        | 1,126              | 1           | 1          | +1   | 2          | 20,467                   | 541.57                         | 270.79                   |        |
| 12        | いなべ市・員弁郡 | いなべ市                  | 46,446        |                    |                          |                        | 45,684        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 219.58                   |        |
|           |          | 東員町                   | 25,897        |                    |                          |                        | 25,661        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 22.66                    |        |
|           |          | 計                     | 72,343        | 1,976              | 2                        | 36,172                 | 71,345        | 1,962              | 1           | ①          | 2    | 2          | 35,673                   | 242.24                         | 121.12                   |        |
| 13        | 志摩市      | 志摩市                   | 58,225        | 1,591              | 2                        | 29,113                 | 54,694        | 1,504              | 1           | ⑧          | 2    |            | 2                        | 27,347                         | 179.72                   | 89.86  |
| 14        | 伊賀市      | 伊賀市                   | 100,623       | 2,749              | 3                        | 33,541                 | 97,207        | 2,673              | 2           | ④          | 3    |            | 3                        | 32,402                         | 558.17                   | 186.06 |
| 15        | 三重郡      | 菟野町                   | 38,986        |                    |                          |                        | 39,978        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 106.89                   |        |
|           |          | 朝日町                   | 7,114         |                    |                          |                        | 9,626         |                    |             |            |      |            |                          |                                | 5.99                     |        |
|           |          | 川越町                   | 13,048        |                    |                          |                        | 14,003        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 8.71                     |        |
|           |          | 計                     | 59,148        | 1,616              | 2                        | 29,574                 | 63,607        | 1,749              | 1           | ③          | 2    | 2          | 31,804                   | 121.59                         | 60.80                    |        |
| 16        | 多気郡      | 多気町                   | 15,793        |                    |                          |                        | 15,438        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 103.17                   |        |
|           |          | 明和町                   | 22,618        |                    |                          |                        | 22,833        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 40.92                    |        |
|           |          | 大台町                   | 11,099        |                    |                          |                        | 10,416        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 362.94                   |        |
|           |          | 計                     | 49,510        | 1,352              | 2                        | 24,755                 | 48,687        | 1,339              | 1           | 1          | +1   | 2          | 24,344                   | 507.03                         | 253.52                   |        |
| 17        | 度会郡      | 玉城町                   | 14,888        |                    |                          |                        | 15,297        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 40.94                    |        |
|           |          | 度会町                   | 9,057         |                    |                          |                        | 8,692         |                    |             |            |      |            |                          |                                | 134.97                   |        |
|           |          | 大紀町                   | 10,788        |                    |                          |                        | 9,846         |                    |             |            |      |            |                          |                                | 233.54                   |        |
|           |          | 南伊勢町                  | 16,687        |                    |                          |                        | 14,791        |                    |             |            |      |            |                          |                                | 242.98                   |        |
|           |          | 計                     | 51,420        | 1,405              | 2                        | 25,710                 | 48,626        | 1,337              | 1           | 1          | +1   | 2          | 24,313                   | 652.43                         | 326.22                   |        |
| 計         |          |                       | 1,866,963     | 51                 | 51                       |                        | 1,854,724     | 51                 | 43          |            | 51   |            | 51                       |                                | 5,777.22                 |        |
| 議員一人当たり人口 |          |                       | 36,607        |                    |                          |                        | 36,367        |                    |             |            |      |            |                          |                                |                          |        |
| 同上の1/2の人口 |          |                       | 18,304        |                    |                          |                        | 18,184        |                    |             |            |      |            |                          |                                |                          |        |
| 人口/定数 の差  |          |                       | 亀山市<br>49,253 | 尾鷲市・北牟婁郡<br>21,033 | 2.34                     |                        | 亀山市<br>51,023 | 尾鷲市・北牟婁郡<br>19,322 |             | 2.64       |      |            |                          |                                |                          |        |

※強制合区

※任意合区

※任意合区

※任意合区対象

※任意合区

※任意合区

※任意合区

※飛び地



各都道府県議会議員の定数及び選挙区の様況  
 (1)各都道府県における一票の格差の様況

資料6 (1)

| 団体 | 特例の有無 | 一票の格差                                  |                  |      |          |     |  |                  |                                   |      |           | 選挙区等  |           |            |    |    |    |
|----|-------|--|------------------|------|----------|-----|--|------------------|-----------------------------------|------|-----------|---|-----------|------------|----|----|----|
|    |       | H22年国勢調査人口<br>ア 条例定数に基づく格差<br>特例選挙区を除く |                  |      |          |     | イ 公職選挙法第15条第8項本文による人口比定数に基づく格差<br>特例選挙区を除く |                  |                                   |      |           | ウ 「逆転現象」の数<br>逆転現象<br>定数2以上<br>の差の<br>逆転現象<br>数 | 選挙区<br>の数 | 一人区<br>の様況 |    |    |    |
|    |       | 議員1人当り人口                               |                  | 格差   | 議員1人当り人口 |     | 格差   | 議員1人当り人口         |                                   | 格差   |           |   |           |            |    |    |    |
|    |       | 最大                                     | 最小               |      | 最大       | 最小  |  | 最大               | 最小                                |      |           |   |           |            |    |    |    |
| 1  | 北海道   | 千歳市                                    | 美唄市              | 3.60 | 千歳市      | 留萌市 | 3.83                                       | 石狩市・石狩振興局        | 美唄市                               | 3.14 | 石狩市・石狩振興局 | 留萌市   | 3.34      | 32         | なし | 48 | 19 |
| 2  | 愛知県   | 日進市及び愛知郡                               | 額田郡              | 3.32 |          |     |  | 昭和区              | 額田郡                               | 2.78 |           |   |           | 7          | なし | 57 | 28 |
| 3  | 茨城県   | 牛久市                                    | 東茨城郡南部           | 3.09 |          |     |  | 稲敷郡北部            | 潮来市                               | 2.14 |           |   |           | 8          | なし | 36 | 22 |
| 4  | 兵庫県   | 芦屋市                                    | 相生市              | 2.99 | 芦屋市      | 佐用郡 | 4.84                                       | 高砂市              | 相生市                               | 3.01 | 高砂市       | 佐用郡   | 4.87      | なし         | なし | 41 | 21 |
| 5  | 岐阜県   | 無                                      | 羽島市              | 2.97 |          |     |  | 羽島市              | 美濃市                               | 2.97 |           |   |           | なし         | なし | 27 | 18 |
| 6  | 神奈川県  | 無                                      | 座間市              | 2.94 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | 1          | なし | 49 | 15 |
| 7  | 大阪府   | 無                                      | 箕面市・豊能郡          | 2.89 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 62 | 48 |
| 7  | 岡山県   |  | 真庭市・真庭郡          | 2.89 |          |     |  | 真庭市・真庭郡          | 勝田郡                               | 2.89 |           |   |           | なし         | なし | 20 | 9  |
| 9  | 埼玉県   |  | 南第14区            | 2.71 |          |     |  | 南第12区            | 西第13区                             | 2.57 |           |   |           | 2          | なし | 58 | 38 |
| 10 | 三重県   |  | 亀山市              | 2.64 |          |     |  | 亀山市              | 鳥羽市                               | 2.38 |           |   |           | 4          | なし | 17 | 2  |
| 11 | 千葉県   |  | 印西市              | 2.51 |          |     |  | 茂原市              | 鴨川市                               | 2.60 |           |   |           | 4          | なし | 45 | 18 |
| 12 | 高知県   | 無                                      | 香美市              | 2.43 |          |     |  | 香美市              | 安芸郡(奈半利町、<br>田野町、安田町、北<br>川村、馬路村) | 2.43 |           |   |           | 1          | なし | 16 | 8  |
| 13 | 福岡県   |  | 小郡市・三井郡          | 2.33 |          |     |  | 八女市・八女郡          | うきは市                              | 2.82 |           |   |           | なし         | なし | 45 | 20 |
| 14 | 静岡県   | 無                                      | 牧之原市・榛原郡南部       | 2.32 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 33 | 1  |
| 14 | 徳島県   |  | 徳島市              | 2.32 | 徳島市      | 那賀郡 | 2.61                                       | 三好市              | 美馬郡                               | 2.86 | 三好市       | 那賀郡   | 3.21      | なし         | なし | 14 | 3  |
| 16 | 石川県   |  | 羽咋市・羽咋郡南部        | 2.29 |          |     |  | かほく市             | 珠洲市                               | 2.13 |           |   |           | なし         | なし | 15 | 6  |
| 17 | 熊本県   |  | 合志市              | 2.26 |          |     |  | 合志市              | 葦北郡                               | 2.26 |           |   |           | なし         | なし | 26 | 12 |
| 18 | 鹿児島県  |  | 日置市区             | 2.24 |          |     |  | 日置市区             | 枕崎市区                              | 2.15 |           |   |           | なし         | なし | 21 | 11 |
| 19 | 新潟県   |  | 新潟市江南区           | 2.21 |          |     |  | 新潟市江南区           | 胎内市                               | 2.21 |           |   |           | 3          | なし | 27 | 11 |
| 20 | 長野県   | 無                                      | 諏訪市              | 2.20 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 26 | 11 |
| 21 | 広島県   |  | 安佐南区             | 2.16 |          |     |  | 三次市              | 江田島市                              | 2.09 |           |   |           | 1          | なし | 23 | 8  |
| 22 | 大分県   |  | 大分市              | 2.13 |          |     |  | 豊後大野市            | 津久見市                              | 1.98 |           |   |           | なし         | なし | 16 | 6  |
| 23 | 群馬県   | 無                                      | 富岡市              | 2.09 |          |     |  | 富岡市              | 甘楽郡                               | 2.09 |           |   |           | なし         | なし | 18 | 7  |
| 24 | 山口県   | 無                                      | 長門市              | 2.01 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 15 | 5  |
| 25 | 宮城県   |  | 亶理郡              | 1.98 |          |     |  | 亶理郡              | 白石市・刈田郡                           | 1.98 |           |   |           | 1          | なし | 23 | 7  |
| 26 | 岩手県   | 無                                      | 大船渡市             | 1.96 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 16 | 4  |
| 26 | 香川県   |  | 木田郡              | 1.96 |          |     |  | 普通寺市             | 観音寺市                              | 1.62 |           |   |           | なし         | なし | 13 | 3  |
| 28 | 青森県   | 無                                      | 三沢市              | 1.95 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 16 | 7  |
| 28 | 富山県   |  | 下新川郡             | 1.95 |          |     |  | 滑川市              | 下新川郡                              | 1.65 |           |   |           | なし         | なし | 13 | 2  |
| 30 | 東京都   |  | 北多摩第3            | 1.92 | 青梅市      | 島部  | 5.01                                       | 青梅市              | 台東区                               | 1.58 | 青梅市       | 島部  | 5.01      | 12         | 1  | 42 | 7  |
| 31 | 山梨県   |  | 韭崎市              | 1.91 |          |     |  | 韭崎市              | 甲州市                               | 1.91 |           |   |           | なし         | なし | 17 | 6  |
| 31 | 滋賀県   |  | 守山市              | 1.91 |          |     |  | 米原市              | 愛知郡                               | 1.99 |           |   |           | なし         | なし | 16 | 3  |
| 33 | 福島県   |  | 相馬市・相馬郡(新地<br>町) | 1.86 |          |     |  | 相馬市・相馬郡(新地<br>町) | 河沼郡                               | 1.86 |           |   |           | なし         | なし | 19 | 7  |
| 34 | 長崎県   | 無                                      | 五島市              | 1.84 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 16 | 8  |
| 35 | 京都府   | 有                                      | 京丹後市             | 1.79 |          |     |  | -                | -                                 | -    |           |   |           | 3          | なし | 25 | 6  |
| 36 | 鳥取県   | 無                                      | 西伯郡              | 1.78 |          |     |  | 西伯郡              | 岩美郡                               | 1.78 |           |   |           | なし         | なし | 9  | 2  |
| 36 | 鳥根県   | 無                                      | 江津市              | 1.78 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 12 | 5  |
| 38 | 秋田県   | 無                                      | 湯上市              | 1.76 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 14 | 5  |
| 38 | 栃木県   |  | 下野市              | 1.76 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 16 | 4  |
| 40 | 愛媛県   |  | 西予市              | 1.75 |          |     |  | 西予市              | 南宇和郡                              | 1.75 |           |   |           | なし         | なし | 13 | 4  |
| 41 | 山形県   |  | 上市市              | 1.74 |          |     |  | 上市市              | 新庄市                               | 1.74 |           |   |           | なし         | なし | 19 | 8  |
| 42 | 和歌山県  |  | 新宮市              | 1.73 |          |     |  | 有田市              | 新宮市                               | 1.94 |           |   |           | なし         | なし | 14 | 4  |
| 43 | 福井県   | 無                                      | 大野市              | 1.70 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 12 | 5  |
| 44 | 宮崎県   |  | 西都市・西米良村         | 1.66 |          |     |  | 児湯郡              | 串間市                               | 1.79 |           |   |           | なし         | なし | 14 | 7  |
| 45 | 奈良県   |  | 宇陀郡・宇陀市          | 1.61 |          |     |  | 生駒郡              | 吉野郡                               | 1.66 |           |   |           | なし         | なし | 16 | 4  |
| 46 | 沖縄県   | 無                                      | 南城市              | 1.53 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 14 | 1  |
| 47 | 佐賀県   | 無                                      | 嬉野市              | 1.52 |          |     |  |                  |                                   |      |           |   |           | なし         | なし | 13 | 3  |

(2) 旧法定上限数と比較した議員削減率順

資料6(2)

| 団体                      | 1 総定数等について(基準日:H24.10.1) |     |          |               |            |                      | 議員一人<br>当たり人口<br>A/C   | (2) (1)の総定数に至った改正内容及び考え方・理由<br>(改正内容) |
|-------------------------|--------------------------|-----|----------|---------------|------------|----------------------|--|---------------------------------------|
|                         | (i) 総定数について              |     | 総定数<br>C | 削減数<br>D(B-C) | 削減率<br>D/B | 議員一人<br>当たり人口<br>A/C |  |                                       |
| H22年<br>国勢調査<br>人口<br>A | (旧)<br>法定<br>上限数<br>B    |     |          |               |            |                      |  |                                       |
| 1 岐阜県                   | 2,080,773                | 61  | 46       | 15            | 24.6       | 45,234               | 定数削減   |                                       |
| 2 埼玉県                   | 7,194,556                | 120 | 94       | 26            | 21.7       | 76,538               | 平成10年9月定例会<br>95人から94人へ改正した。   |                                       |
| 3 千葉県                   | 6,216,289                | 120 | 95       | 25            | 20.8       | 65,435               | H18.12<br>改正前の総定数98について、3増6減(改正後95)とした。  |                                       |
| 4 兵庫県                   | 5,588,133                | 111 | 89       | 22            | 19.8       | 62,788               | H22.2<br>改正前の総定数92について、0増3減(改選後89)とした。   |                                       |
| 5 静岡県                   | 3,765,007                | 85  | 69       | 16            | 18.8       | 54,565               | H22.10.19改正<br>74人から5人減員し69人とする。   |                                       |
| 6 新潟県                   | 2,374,450                | 65  | 53       | 12            | 18.5       | 44,801               | H18.12<br>改正前の総定数60について、53とした。   |                                       |
| 7 福岡県                   | 5,071,968                | 104 | 86       | 18            | 17.3       | 58,976               | H22.9<br>改正前の総定数88について、4増6減(改正後86)とした。   |                                       |
| 8 宮崎県                   | 1,135,233                | 47  | 39       | 8             | 17.0       | 29,109               | 総定数を39名とする。  |                                       |
| 9 群馬県                   | 2,008,068                | 60  | 50       | 10            | 16.7       | 40,161               | H18.3<br>総定数56を50に変更する条例を議決した。   |                                       |
| 9 栃木県                   | 2,007,683                | 60  | 50       | 10            | 16.7       | 40,154               | H18.2月<br>改正前の総定数54人について、4人減とした。   |                                       |
| 11 富山県                  | 1,093,247                | 47  | 40       | 7             | 14.9       | 27,331               | H18.9<br>改正前の総定数45について、0増5減(改正後40)とした。   |                                       |
| 12 愛知県                  | 7,410,719                | 120 | 103      | 17            | 14.2       | 71,949               | H22.10 改正前の総定数104について、2増3減(改正後103)とした。   |                                       |
| 13 熊本県                  | 1,817,410                | 57  | 49       | 8             | 14.0       | 37,090               |  |                                       |
| 14 奈良県                  | 1,400,728                | 51  | 44       | 7             | 13.7       | 31,835               | H18.7<br>改正前の総定数48について、1増5減(改正後44)とした  |                                       |
| 15 京都府                  | 2,636,092                | 69  | 60       | 9             | 13.0       | 43,935               | 平成22年10月<br>改正前の総定数62について、1増3減(改正後総定数60)とした。   |                                       |
| 16 鳥取県                  | 588,667                  | 40  | 35       | 5             | 12.5       | 16,819               | H22.10<br>改正前の総定数38について、0増3減(改正後35)とした   |                                       |
| 17 茨城県                  | 2,969,770                | 74  | 65       | 9             | 12.2       | 45,689               | H13.12<br>改正前の総定数66について、1増2減(改正後65)とした。  |                                       |
| 18 三重県                  | 1,854,724                | 58  | 51       | 7             | 12.1       | 36,367               | 選挙区を24から17に変更  |                                       |
| 19 福井県                  | 806,470                  | 42  | 37       | 5             | 11.9       | 21,796               | [改正前]選挙区数15、総定数40人 [改正後]選挙区数12、総定員37人  |                                       |
| 20 山梨県                  | 863,075                  | 43  | 38       | 5             | 11.6       | 22,712               | H18.3<br>改正前の総定数42について、0増4減(改正後38)とした。   |                                       |
| 21 長崎県                  | 1,426,779                | 52  | 46       | 6             | 11.5       | 31,017               |  |                                       |
| 22 神奈川県                 | 9,048,331                | 120 | 107      | 13            | 10.8       | 84,564               | 平成10年2月定例会<br>改正前の定数115について、107とした。  |                                       |
| 23 石川県                  | 1,169,788                | 48  | 43       | 5             | 10.4       | 27,204               | 平成21年6月<br>改正前の総定数46について、0増3減(改正後43)とした。   |                                       |
| 24 愛媛県                  | 1,431,493                | 52  | 47       | 5             | 9.6        | 30,457               | H18.7<br>改正前の総定数52について、0増5減(改正後47)とした。   |                                       |
| 25 佐賀県                  | 849,709                  | 42  | 38       | 4             | 9.5        | 22,361               | H22.4<br>改正前の総定数41について、0増3減(改正後38)とした。   |                                       |
| 26 大阪府                  | 8,865,245                | 120 | 109      | 11            | 9.2        | 81,333               | 現行の各選挙区の区割りを変更することなく、大阪市生野区ほかの各選挙区において選挙すべき府議会議員<br>の数をそれぞれ1人減らし、次回H27一般選挙から総定数を109人から88人に改める。 |                                       |
| 26 宮城県                  | 2,347,975                | 65  | 59       | 6             | 9.2        | 39,796               | H23.3<br>改正前の定数61について、2減とした。   |                                       |
| 28 鹿児島県                 | 1,706,242                | 56  | 51       | 5             | 8.9        | 33,456               | H23.3<br>改正前の総定数54人について、4減1増(改正後51人)とした。   |                                       |
| 28 香川県                  | 995,842                  | 45  | 41       | 4             | 8.9        | 24,289               | H20.3<br>定数改正 改正前の総定数45について、0増4減(改正後41)とした。  |                                       |
| 30 和歌山県                 | 1,002,198                | 46  | 42       | 4             | 8.7        | 23,862               | H21.12<br>改正前の総定数46について、1増5減とした。   |                                       |
| 31 広島県                  | 2,860,750                | 72  | 66       | 6             | 8.3        | 43,345               | H18.7<br>改正前の総定数70について、0増4減(改正後66)とした。   |                                       |
| 31 大分県                  | 1,196,529                | 48  | 44       | 4             | 8.3        | 27,194               | H18.3<br>改正前の総定数46について、1増3減(改正後44)とした。   |                                       |
| 31 山形県                  | 1,168,789                | 48  | 44       | 4             | 8.3        | 26,563               | H18.3<br>改正前の総定数46について、0増2減(改正後44)とした。   |                                       |
| 34 滋賀県                  | 1,410,777                | 51  | 47       | 4             | 7.8        | 30,017               | H14.10<br>改正前の総定数48について、1増2減(改正後47)とした。  |                                       |
| 35 島根県                  | 717,397                  | 40  | 37       | 3             | 7.5        | 19,389               |  |                                       |
| 36 北海道                  | 5,506,419                | 112 | 104      | 8             | 7.1        | 52,946               | H22.10<br>改正前の総定数106について、0増2減(改正後104)とした。  |                                       |
| 37 長野県                  | 2,152,449                | 62  | 58       | 4             | 6.5        | 37,111               | H13.12<br>改正前の総定数62(法定上限数63)を4減し、58人とした。   |                                       |
| 38 沖縄県                  | 1,392,818                | 51  | 48       | 3             | 5.9        | 29,017               | H3.12<br>改正前の総定数47を1増とした。  |                                       |
| 38 青森県                  | 1,373,339                | 51  | 48       | 3             | 5.9        | 28,611               | H18.3<br>改正前の総定数51について、3減(改正後48)とした。   |                                       |
| 38 岩手県                  | 1,330,147                | 51  | 48       | 3             | 5.9        | 27,711               | H18.6<br>改正前の総定数51について、0増3減(改正後48)とした。   |                                       |
| 41 山口県                  | 1,451,338                | 52  | 49       | 3             | 5.8        | 29,619               | H18.7<br>改正前の総定数53について、4減(改正後49)とした。   |                                       |
| 42 岡山県                  | 1,945,276                | 59  | 56       | 3             | 5.1        | 34,737               | 平成11年一般選挙(H10.3月改正)から<br>58人から2人減の56人とした。  |                                       |
| 43 高知県                  | 764,456                  | 41  | 39       | 2             | 4.9        | 19,601               | H18.3<br>改正前の総定数41について、0増2減(改正後39)とした。平成22年国調人口に基づく見直しは行っていない。                                 |                                       |
| 44 秋田県                  | 1,085,997                | 47  | 45       | 2             | 4.3        | 24,133               | H18.3<br>改正前の総定数48について、1増4減とした。  |                                       |
| 45 福島県                  | 2,029,064                | 60  | 58       | 2             | 3.3        | 34,984               | H14.3<br>改正前の総定数60について、0増2減(改正後58)とした。   |                                       |
| 46 東京都                  | 13,159,388               | 128 | 127      | 1             | 0.8        | 103,617              | 平成13年3月の改正<br>2増2減の総定数127名(変更なし)とした。   |                                       |
| 47 徳島県                  | 785,491                  | 41  | 41       | 0             | 0.0        | 19,158               | H18.4<br>改正前の総定数42について、1増2減(改正後41)とした。   |                                       |

※H24.11 広島県議会事務局調査 参考



(3) 議員一人当たり人口順

資料6(3)

| 団体      | 1 総定数等について(基準日:H24.10.1) |     |          |               |            |                         | 議員一人<br>当たり人口<br>A/C   | (2) (1)の総定数に至った改正内容及び考え方・理由<br>(改正内容) |
|---------|--------------------------|-----|----------|---------------|------------|-------------------------|--|---------------------------------------|
|         | (1) 総定数について              |     | 総定数<br>C | 削減数<br>D(B-C) | 削減率<br>D/B | H22年<br>国勢調査<br>人口<br>A |  |                                       |
|         | (旧)<br>法定<br>上限数<br>B    |     |          |               |            |                         |  |                                       |
| 1 東京都   | 13,159,388               | 128 | 127      | 1             | 0.8        | 103,617                 | 平成13年3月の改正<br>2増2減の総定数127名(変更なし)とした。   |                                       |
| 2 神奈川県  | 9,048,331                | 120 | 107      | 13            | 10.8       | 84,564                  | 平成10年2月定例会<br>改正前の定数115について、107とした。  |                                       |
| 3 大阪府   | 8,865,245                | 120 | 109      | 11            | 9.2        | 81,333                  | 現行の各選挙区の区割りを変更することなく、大阪市生野区ほかの各選挙区において選挙すべき府議会議員<br>の数をそれぞれ1人減らし、次回H27一般選挙から総定数を109人から88人に改める。 |                                       |
| 4 埼玉県   | 7,194,556                | 120 | 94       | 26            | 21.7       | 76,538                  | 平成10年9月定例会<br>95人から94人へ改正した。   |                                       |
| 5 愛知県   | 7,410,719                | 120 | 103      | 17            | 14.2       | 71,949                  | H22.10 改正前の総定数104について、2増3減(改正後103)とした。   |                                       |
| 6 千葉県   | 6,216,289                | 120 | 95       | 25            | 20.8       | 65,435                  | H18.12<br>改正前の総定数98について、3増6減(改正後95)とした。  |                                       |
| 7 兵庫県   | 5,588,133                | 111 | 89       | 22            | 19.8       | 62,788                  | H22.2<br>改正前の総定数92について、0増3減(改正後89)とした。   |                                       |
| 8 福岡県   | 5,071,968                | 104 | 86       | 18            | 17.3       | 58,976                  | H22.9<br>改正前の総定数88について、4増6減(改正後86)とした。   |                                       |
| 9 静岡県   | 3,765,007                | 85  | 69       | 16            | 18.8       | 54,565                  | H22.10.19改正<br>74人から5人減員し69人とする。   |                                       |
| 10 北海道  | 5,506,419                | 112 | 104      | 8             | 7.1        | 52,946                  | H22.10<br>改正前の総定数106について、0増2減(改正後104)とした。  |                                       |
| 11 茨城県  | 2,969,770                | 74  | 65       | 9             | 12.2       | 45,689                  | H13.12<br>改正前の総定数66について、1増2減(改正後65)とした。  |                                       |
| 12 岐阜県  | 2,080,773                | 61  | 46       | 15            | 24.6       | 45,234                  | 定数削減   |                                       |
| 13 新潟県  | 2,374,450                | 65  | 53       | 12            | 18.5       | 44,801                  | H18.12<br>改正前の総定数60について、53とした。   |                                       |
| 14 京都府  | 2,636,092                | 69  | 60       | 9             | 13.0       | 43,935                  | 平成22年10月<br>改正前の総定数62について、1増3減(改正後総定数60)とした。   |                                       |
| 15 広島県  | 2,860,750                | 72  | 66       | 6             | 8.3        | 43,345                  | H18.7<br>改正前の総定数70について、0増4減(改正後66)とした。   |                                       |
| 16 群馬県  | 2,008,068                | 60  | 50       | 10            | 16.7       | 40,161                  | H18.3<br>総定数56を50に変更する条例を議決した。   |                                       |
| 17 栃木県  | 2,007,683                | 60  | 50       | 10            | 16.7       | 40,154                  | H18.2月<br>改正前の総定数54人について、4人減とした。   |                                       |
| 18 宮城県  | 2,347,975                | 65  | 59       | 6             | 9.2        | 39,796                  | H23. 3<br>改正前の定数61について、2減とした。  |                                       |
| 19 長野県  | 2,152,449                | 62  | 58       | 4             | 6.5        | 37,111                  | H13.12<br>改正前の総定数62(法定上限数63)を4減し、58人とした。   |                                       |
| 20 熊本県  | 1,817,410                | 57  | 49       | 8             | 14.0       | 37,090                  |  |                                       |
| 21 三重県  | 1,854,724                | 58  | 51       | 7             | 12.1       | 36,367                  | 選挙区を24から17に変更  |                                       |
| 22 福島県  | 2,029,064                | 60  | 58       | 2             | 3.3        | 34,984                  | H14.3<br>改正前の総定数60について、0増2減(改正後58)とした。   |                                       |
| 23 岡山県  | 1,945,276                | 59  | 56       | 3             | 5.1        | 34,737                  | 平成11年一般選挙(H10.3月改正)から<br>58人から2人減の56人とした。  |                                       |
| 24 鹿児島県 | 1,706,242                | 56  | 51       | 5             | 8.9        | 33,456                  | H23.3<br>改正前の総定数54人について、4減1増(改正後51人)とした。   |                                       |
| 25 奈良県  | 1,400,728                | 51  | 44       | 7             | 13.7       | 31,835                  | H18.7<br>改正前の総定数48について、1増5減(改正後44)とした  |                                       |
| 26 長崎県  | 1,426,779                | 52  | 46       | 6             | 11.5       | 31,017                  |  |                                       |
| 27 愛媛県  | 1,431,493                | 52  | 47       | 5             | 9.6        | 30,457                  | H18.7<br>改正前の総定数52について、0増5減(改正後47)とした。   |                                       |
| 28 滋賀県  | 1,410,777                | 51  | 47       | 4             | 7.8        | 30,017                  | H14.10<br>改正前の総定数48について、1増2減(改正後47)とした。  |                                       |
| 29 山口県  | 1,451,338                | 52  | 49       | 3             | 5.8        | 29,619                  | H18.7<br>改正前の総定数53について、4減(改正後49)とした。   |                                       |
| 30 宮崎県  | 1,135,233                | 47  | 39       | 8             | 17.0       | 29,109                  | 総定数を39名とする。  |                                       |
| 31 沖縄県  | 1,392,818                | 51  | 48       | 3             | 5.9        | 29,017                  | H3.12<br>改正前の総定数47を1増とした。  |                                       |
| 32 青森県  | 1,373,339                | 51  | 48       | 3             | 5.9        | 28,611                  | H18.3<br>改正前の総定数51について、3減(改正後48)とした。   |                                       |
| 33 岩手県  | 1,330,147                | 51  | 48       | 3             | 5.9        | 27,711                  | H18.6<br>改正前の総定数51について、0増3減(改正後48)とした。   |                                       |
| 34 富山県  | 1,093,247                | 47  | 40       | 7             | 14.9       | 27,331                  | H18.9<br>改正前の総定数45について、0増5減(改正後40)とした。   |                                       |
| 35 石川県  | 1,169,788                | 48  | 43       | 5             | 10.4       | 27,204                  | 平成21年6月<br>改正前の総定数46について、0増3減(改正後43)とした。   |                                       |
| 36 大分県  | 1,196,529                | 48  | 44       | 4             | 8.3        | 27,194                  | H18.3<br>改正前の総定数46について、1増3減(改正後44)とした。   |                                       |
| 37 山形県  | 1,168,789                | 48  | 44       | 4             | 8.3        | 26,563                  | H18.3<br>改正前の総定数46について、0増2減(改正後44)とした。   |                                       |
| 38 香川県  | 995,842                  | 45  | 41       | 4             | 8.9        | 24,289                  | H20.3<br>定数改正 改正前の総定数45について、0増4減(改正後41)とした。  |                                       |
| 39 秋田県  | 1,085,997                | 47  | 45       | 2             | 4.3        | 24,133                  | H18.3<br>改正前の総定数48について、1増4減とした。  |                                       |
| 40 和歌山県 | 1,002,198                | 46  | 42       | 4             | 8.7        | 23,862                  | H21.12<br>改正前の総定数46について、1増5減とした。   |                                       |
| 41 山梨県  | 863,075                  | 43  | 38       | 5             | 11.6       | 22,712                  | H18. 3<br>改正前の総定数42について、0増4減(改正後38)とした。  |                                       |
| 42 佐賀県  | 849,709                  | 42  | 38       | 4             | 9.5        | 22,361                  | H22.4<br>改正前の総定数41について、0増3減(改正後38)とした。   |                                       |
| 43 福井県  | 806,470                  | 42  | 37       | 5             | 11.9       | 21,796                  | [改正前]選挙区数15、総定数40人 [改正後]選挙区数12、総定員37人  |                                       |
| 44 高知県  | 764,456                  | 41  | 39       | 2             | 4.9        | 19,601                  | H18.3<br>改正前の総定数41について、0増2減(改正後39)とした。平成22年国調人口に基づく見直しは行っていない。                                 |                                       |
| 45 島根県  | 717,397                  | 40  | 37       | 3             | 7.5        | 19,389                  |  |                                       |
| 46 徳島県  | 785,491                  | 41  | 41       | 0             | 0.0        | 19,158                  | H18.4<br>改正前の総定数42について、1増2減(改正後41)とした。   |                                       |
| 47 鳥取県  | 588,667                  | 40  | 35       | 5             | 12.5       | 16,819                  | H22.10<br>改正前の総定数38について、0増3減(改正後35)とした   |                                       |

※H24. 11 広島県議会事務局調査 参考



# 過去の選挙区調査特別委員会等における 委員長報告及び検討結果

## 参考 三重県議会の議員定数の流れ

### ◆平成2年3月

人口増で名張市選挙区の定数を1名増とした条例改正を行う。

議員の定数は55人

平成11年選挙まで定数55人

### ◆平成12年3月

津市、四日市市、松阪市・飯南郡、鈴鹿市の各選挙区が1名減の条例改正を行う。

議員の定数は51人

平成15年4月13日選挙 定数51人

### ◆平成18年3月

市町村合併に伴い、選挙区は24選挙区→17選挙区に再編する条例改正を行う。

議員の定数は51人据え置き

平成19年4月8日選挙 定数51人

### ◆平成21年12月

議員定数等検討会議で検討した結果、平成23年4月の統一地方選挙は、選挙区及び各選挙区の定数は現行のとおりとすることを決定した。条例改正なし。

平成23年4月10日選挙 定数51人

## 選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成12年3月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、平成9年度の選挙区調査特別委員会における県議会議員選挙後直ちに委員会を設置して、検討に着手するという合意を受け、平成11年5月の臨時会で設置され、以来、7回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局から説明を求めるとともに、県議会議員の選挙区及び定数について総合的に調査検討を行ってまいりましたが、去る3月8日の委員会をもってその調査を終了いたしましたのでご報告いたします。

まず、本県議会議員の地方自治法第90条第1項に基づく法定定数は、平成7年の国勢調査人口で算定すると58人となりますが、現行の議員定数は条例で3人を減じて、55人です。

議員の選挙区及び定数については、何人の定数削減を行うのか、また、人口比例の原則によるのか、それとも地域間の均衡をも考慮するのか、さらには選挙区の見直しを行うのかといった多くの課題の審議を行いました。

まず、議員定数につきましては、時代の変革の中で全国の市町村議会や道府県議会、さらには、国会等におきましても定数の削減が行われている状況であります。

情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、三重県議会におきましては、自ら率先して議員の定数削減に取り組み、その姿勢を示すべきであるとの判断のもとに、議員定数を現行の55人を4人減の51人とし、次の一般選挙から適用するとの結論に達しました。

また、選挙区の見直しについては、地方分権が進む中、近い将来において市町村合併の推進が予想されるため、今回の定数削減にあたっては、合区等の選挙区の変更は行わず、選挙区は現行のとおりといたしました。

各選挙区において選挙すべき議員の数については、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能等の充実により住民の意見等が、より迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあること、また、構成市町村数が複数或いは面積が広大な選挙区においては多様な住民の意見等を県、国の施策に反映させることが難しいという特殊性等を考慮いたしまして、人口の多い市からなる選挙区を中心に削減するものといたしました。

また、議員定数の配分にあたっては、地方自治法に規定された人口比例の原則及び従来からの地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断し、現在の一票の最大較差2.07倍を越えないこととし、「津市選挙区の5人を4人」に、「四日市市選挙区の8人を7人」に、「松阪市・飯南郡選挙区の4人を3人」に、「鈴鹿市選挙区の5人を4人」に改めることといたしました。

なお、今後、市町村合併が進んだ場合には、その時点におきまして、状況を十分勘案し、また、国勢調査の結果等を踏まえさらに県議会議員定数の削減を行うことを付帯事項として決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

## 選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成 18 年 2 月）

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、平成 17 年第 1 回定例会で設置され、以来 13 回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他都道府県の状況等について当局からの説明を求めるとともに、県議会議員の定数、選挙区等について総合的に調査検討を行ってまいりましたが、平成 17 年 12 月 22 日の委員会をもってその調査を終了いたしましたので、ご報告いたします。

三重県議会議員の定数、選挙区等を検討するに当たっては、一つ目に、平成 12 年国勢調査を基本としつつ、平成 17 年国勢調査の速報値を参考にするものとする、二つ目に、県内各選挙区間における一票の格差を考慮するものとする、三つ目に、前回の条例改正時に定数削減を実施した伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部の選挙区については、当時の意思を尊重し、定数を据え置くものとする、以上三つの方針の下に県内各選挙区について個別に検討することとしました。

次に、上記の方針の下に各選挙区について個別に検討を行った結果、まず、尾鷲市及び北牟婁郡並びに熊野市及び南牟婁郡については、一票の格差を考慮してそれぞれ合区の上定数を減員すべきとの意見もありましたが、これらの区域はその面積が広大であり、かつ、地域の活性化に向けて重点的な取組が行われていることから、多様な住民の意見を県及び国の施策に反映させることが特に重要であることを考慮し、これらの地域の定数については減じないものとし、合区するにとどめるものとする、といたしました。

二つ目に、津市に係る選挙区については、激変緩和のために衆議院議員の選挙区の区割りに従い分区すべきとの意見もありましたが、新市の一体性及び県民の一般的な感情に照らし合わせれば選挙区を区割りすることに合理的な必要性を見出すことが困難であることから、分区しないものとする、といたしました。

三つ目に、員弁郡に係る選挙区については、同郡に係る合併の方向性が確定するまでは同郡を一つの選挙区とするべきとの意見もありましたが、いなべ市に係る区域と合わせて長年一つの選挙区であった歴史的な経緯を考慮し、いなべ市と員弁郡とを合区するものとする、といたしました。

四つ目に、桑名郡に係る選挙区については、合併に伴い同郡の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しなくなったことから、隣接する桑名市と合わせて強制合区とする、といたしました。

五つ目に、三重県議会議員の定数削減率は全国で 7 番目であり、他都道府県と比較しても上位にあることから、総定数については据え置くもの、といたしました。

以上の検討の結果、お手元に配付いたしました別紙のとおり選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定するべきとの結論に達しましたことを報告いたします。

なお、今回の検討においては、県内各選挙区間における一票の格差と地域間の均衡とを考慮の上結果を導き出しましたが、次回以降の検討においても、引き続き公職選挙法に定められた原則である一票の格差の是正に努められることを期待するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

(別 紙)

| 選 挙 区       |          | 選挙すべき議員の数 |
|-------------|----------|-----------|
| 名 称         | 区 域      |           |
| 津市選挙区       | 津市       | 7人        |
| 四日市市選挙区     | 四日市市     | 7人        |
| 伊勢市選挙区      | 伊勢市      | 4人        |
| 松阪市選挙区      | 松阪市      | 4人        |
| 桑名市・桑名郡選挙区  | 桑名市 桑名郡  | 4人        |
| 鈴鹿市選挙区      | 鈴鹿市      | 4人        |
| 名張市選挙区      | 名張市      | 2人        |
| 尾鷲市・北牟婁郡選挙区 | 尾鷲市 北牟婁郡 | 2人        |
| 亀山市選挙区      | 亀山市      | 1人        |
| 鳥羽市選挙区      | 鳥羽市      | 1人        |
| 熊野市・南牟婁郡選挙区 | 熊野市 南牟婁郡 | 2人        |
| いなべ市・員弁郡選挙区 | いなべ市 員弁郡 | 2人        |
| 志摩市選挙区      | 志摩市      | 2人        |
| 伊賀市選挙区      | 伊賀市      | 3人        |
| 三重郡選挙区      | 三重郡      | 2人        |
| 多気郡選挙区      | 多気郡      | 2人        |
| 度会郡選挙区      | 度会郡      | 2人        |

# 議員定数等検討会議

## 検討結果報告書

平成21年12月17日



## 1 検討の経過

議員定数等検討会議（以下「検討会議」という。）は、平成21年6月に、次の一般選挙における三重県議会議員選挙の議員定数及び選挙区のあり方について、協議又は調整を行うことを目的として設置された。

検討会議では、法令、他府県の状況等について調査を行うとともに、本県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に検討を行った。

検討会議の開催状況は次のとおりである。

- |     |       |        |     |
|-----|-------|--------|-----|
| 第1回 | 平成21年 | 7月16日  | (木) |
| 第2回 | 平成21年 | 8月3日   | (月) |
| 第3回 | 平成21年 | 9月28日  | (月) |
| 第4回 | 平成21年 | 10月16日 | (金) |
| 第5回 | 平成21年 | 12月1日  | (火) |
| 第6回 | 平成21年 | 12月14日 | (月) |

## 2 現行選挙区の現状と問題点

本県議会議員選挙の議員定数及び選挙区については、過去においても議会内に、選挙区調査特別委員会を設置して検討が行われてきた。前回（平成18年2月）及び前々回（平成12年3月）の特別委員会の委員長報告では、次のとおり定数の削減や一票の格差の是正について述べられている。

### ◆平成12年3月 選挙区調査特別委員会委員長報告

「今後、市町村合併が進んだ場合には、その時点におきまして、状況を十分勘案し、また、国勢調査の結果等を踏まえ、さらに県議会議員定数の削減を行うことを附帯事項として決定いたしました。」

### ◆平成18年2月 選挙区調査特別委員会委員長報告

「次回以降の検討においても、引き続き公職選挙法に定められた原則である一票の格差の是正に努められることを期待するものであります。」

検討会議では、平成12年及び平成18年の特別委員会委員長報告での意見及び選挙区を取り巻く状況の変化を踏まえ、議員の定数、一票の格差、一人区、地域の特殊性の4点の課題を抽出したうえで議論を行った。

### (1) 定数

現在、本県議会議員の法定上限数は58人で、議員定数は平成15年4月実施の本県

議会議員一般選挙の際に4人減員し、51人である。減数率は12.07%で、全国では第16位となっている。(平成21年10月1日現在調査)

また、地方財政が厳しいなか、全国的に議員定数は減員の傾向にある。

上記を勘案し、現行定数51人が三重県内各地域の民意を県政に反映するうえで適当な人数か、検討する必要がある。

## (2) 一票の格差

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と最も多い選挙区の格差は、現行の選挙区・定数を維持すると、前回選挙と比較して次のとおり2.07倍から2.34倍に広がる。

### ◆平成19年4月選挙【平成12年国勢調査による人口、議員定数51】 格差2.07倍

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区：尾鷲市・北牟婁郡選挙区

議員一人当たりの人口が最も多い選挙区：亀山市選挙区

### ◆平成23年4月選挙(予定)【平成17年国勢調査による人口、議員定数51】 格差2.34倍

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区：尾鷲市・北牟婁郡選挙区

議員一人当たりの人口が最も多い選挙区：亀山市選挙区

## (3) 一人区

現在、亀山市選挙区と鳥羽市選挙区の2つの一人区が存在する。

一人区は、投票において当選に結びつかない「死票」が多くなり、少数意見を反映しにくいという考え方がある。

## (4) 地域の特殊性

現在、議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区と、次いで少ない熊野市・南牟婁郡選挙区の定数はそれぞれ2人である。

これは、公職選挙法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」とされていることによるものである。

東紀州地域は、その面積が広大で、かつ遠方にあり、地域の活性化に向けて重点的な取組が行われていることから、多様な住民の意思を県及び国の施策に反映させることが特に重要であるので、選挙区及び定数の検討に当たり、地域の特殊性を考慮する必要がある。



### 3 課題に対する検討内容

#### (1) 定数

議員定数については、多様な民意が適正に反映されること等を考慮のうえ、地方自治法に基づき、条例で定められるものであるが、現下の厳しい社会経済情勢の下での議員の定数増は、県民の理解を得られる可能性は極めて低いと考えられる。

また、現在の定数51人は、法定上限数に対して議員定数減数率12.07%で、全国第16位であり、概ね妥当な水準にあると考えられる。

#### (2) 一票の格差

一票の格差を是正する方法として、選挙区定数の増減及び選挙区の合区が考えられる。

公職選挙法上、任意合区が可能な郡市は、人口が36,607人（平成17年国勢調査における三重県の人口を定数51人で除した議員一人当たりの人口）未満の郡・市である熊野市、鳥羽市、尾鷲市、北牟婁郡、南牟婁郡、員弁郡と、郡の区域が他の郡市の区域により分断される三重郡である。

一票の格差を是正するため、現行の選挙制度において考えられる以下の方策について検討した。

- ① 議員一人当たりの人口が第1位の亀山市選挙区は、公職選挙法の規定により合区できない。
- ② 議員一人当たりの人口が最も少ない尾鷲市・北牟婁郡選挙区と次に少ない熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し1人減員して定数3人にし、議員一人当たりの人口が第1位の亀山市選挙区の定数を1人増員した場合、格差は2.09倍に縮小する。このことにより、合区した東紀州地域の選挙区の面積は991.74k㎡になり、県内で最も広大な選挙区になる。なお、次いで広大な選挙区は、津市選挙区710.81k㎡である。

また、亀山市選挙区の議員一人当たりの人口は、第1位から第15位になり、鳥羽市選挙区に次いで少なくなってしまう。

- ③ 尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区のそれぞれから1人減員し定数1人にし、議員一人当たりの人口が第1位の亀山市選挙区と第2位の鈴鹿市選挙区の定数をそれぞれ1人増員した場合、格差は1.90倍に縮小する。このことにより、議員一人当たりの人口は、熊野市・南牟婁郡選挙区は第16位から第1位、尾鷲市・北牟婁郡選挙区は第17位から第4位となり、四日市市選挙区（第2位）、松阪市選挙区（第3位）といった都市部の選挙区と上位を占めることになる。

また、東紀州地域のそれぞれの選挙区が一人区となる。

### (3) 一人区

一人区の解消に向け、以下の方策について検討した。

- ① 亀山市選挙区の定数を増員することは可能であるが、総定数の増につながることや一票の格差の大幅な是正には結びつかないという問題がある。
- ② 鳥羽市選挙区の合区は、合区先を志摩市とするか伊勢市とするかの選択肢はあるが、市町村合併の動きもなく、合区する新たな理由がない。

### (4) 地域の特殊性

東紀州地域の2つの選挙区は、人口に比して広大な面積を有し、遠方のため移動に多大の時間を要し、また、多くの県政の重要課題を抱えており、県民の声を県政に反映させるために地域の特殊性を十分考慮すべき地域と考えられる。

また、鳥羽市選挙区も離島を抱え、地域の特殊性を十分考慮すべき地域と考えられる。

## 4 検討の結果

上記のとおり、現行の選挙制度において可能な方策は限られていることもあり、検討の結果、定数、一票の格差、一人区、地域の特殊性等の課題の抜本的な解決につながる手法を導き出すことはできなかった。

また、これまでの都道府県議会議員選挙区定数に係る主な最高裁判決によると、一票の格差が概ね3倍を超えない範囲は違法とは判断されていない。

以上により、平成23年春に予定される三重県議会議員一般選挙では、総定数については据え置くこととし、合区等の選挙区の変更は行わず、選挙区及び各選挙区の定数は現行のとおりとすることが妥当であると考えられる。

## 5 次回選挙後の検討事項

次の一般選挙における選挙区及び定数については、現行のとおりとするが、今後の国勢調査による人口の変動や公職選挙法改正の動きに伴い、以下の3点については、次回選挙後に検討を行うことを附帯事項とする。

- (1) 今後とも人口の変動や高速道路の建設などによる地域の状況の変化等を考慮しつつ、民意を適正に反映させる観点で、定数削減・一票の格差の是正などについて引き続き検討すること。

(2) 現在、全国都道府県議会議長会では、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定（15条）を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにしたうえで、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう総務省に対して要請している。今後、このような動きを受けて、公職選挙法の関係規定が改正された場合は、必要に応じ検討すること。

(3) 都道府県議会議員選挙の選挙区の定数配分について、人口要件に加えて、地域の特殊性等を反映するために、基準財政需要額を基に配分する方式が提案されているので、今後の検討課題とすること。



## 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 都道府県の議会の議員の選挙区

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、
  - ①一の市の区域
  - ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
  - ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めること。  
(第15条第1項関係)
- 2 1の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数）の半数以上になるようにしなければならないこと。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。こと。  
(第15条第2項関係)
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができること。  
(第15条第3項関係)
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができること。  
(第15条第4項関係)
- 5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。こと。  
(第15条第9項関係)

## 第二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年3月1日から施行すること。  
(附則第1条関係)
- 2 新法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を

告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によること。

(附則第2条関係)

3 第一の1にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができること。

(附則第3条関係)

4 その他所要の規定を整備すること。

# 公選法改正案(都道府県議会選挙区) 合区のルール(1) (市同士の合区)

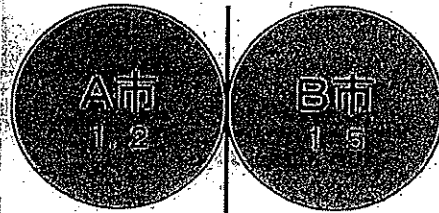
## ルール

※○内の数字は当該市町村の議員配当基数を、●は議員配当基数が1以上である市を、→は矢印の起点となる市町村が矢印の終点となる市町村と合区可能であることを、それぞれ表す。

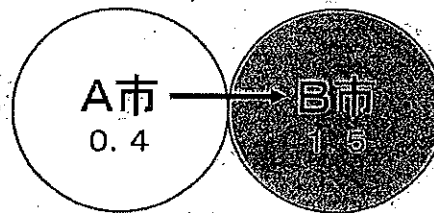
### 市同士の合区

市は、議員配当基数が1未満でない隣接する市と合区できない  
⇒1選挙区に議員配当基数1以上の市○は1つまで

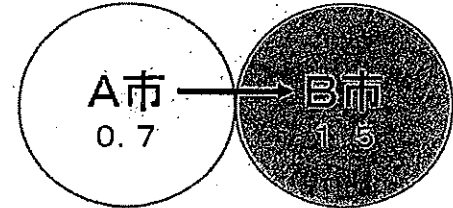
①市は、原則として単独で選挙区を構成



②議員配当基数が0.5未満の市は、隣接する市と合区しなければならない(強制合区)

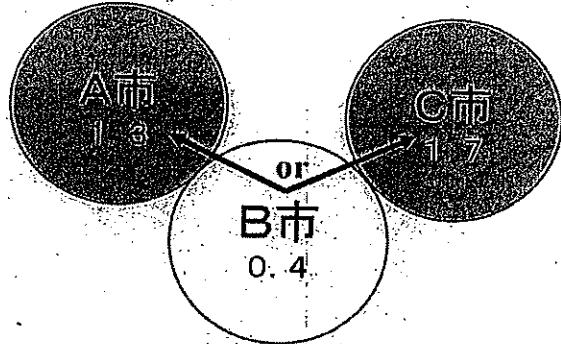


③議員配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市と合区できる(任意合区)



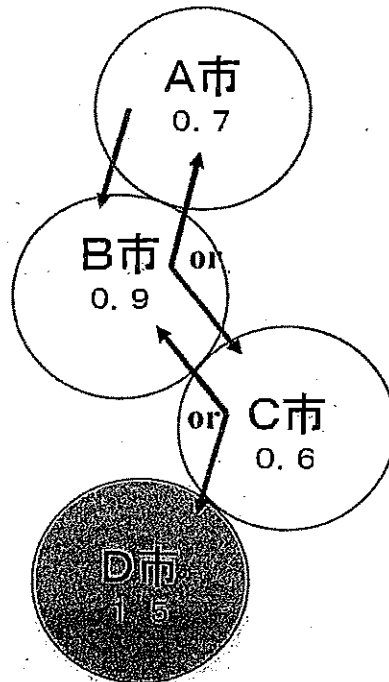
## 具体例

①A市・B市・C市で1選挙区を構成できない



- B市は強制合区の対象→隣接する市と合区する必要(ルール②)
- このとき、B市は、A市又はC市のいずれか1つの市とだけ合区できる  
⇒したがって、A市～C市で1選挙区を構成することはできない

②A市～D市で1選挙区を構成できる



(ア)議員配当基数が1未満の市又は町村は、隣接する市町村のうちいずれか1つと合区できる  
⇒A市はB市と、B市はA市又はC市と、C市はB市又はD市と合区可能

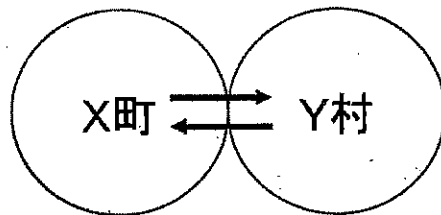
(イ) (ア)の合区を複数・同時に行った結果、直接隣接していない市町村が数珠つなぎ的に合区して同じ選挙区を構成することは可能  
⇒A市がB市と、B市がC市と、C市がD市と合区することにより、直接隣接していないA市からD市までの4市で1選挙区を構成できる

# 公選法改正案(都道府県議会選挙区) 合区のルール(2) (町村同士の合区)

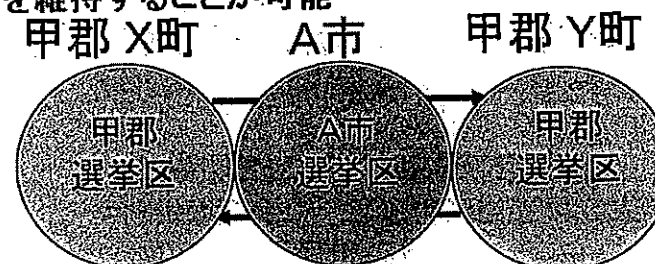
## ルール

### 町村同士の合区

- 隣接する町村は、議員定数基数が1以上であっても自由に合区できる
- 郡が異なる場合も合区可能



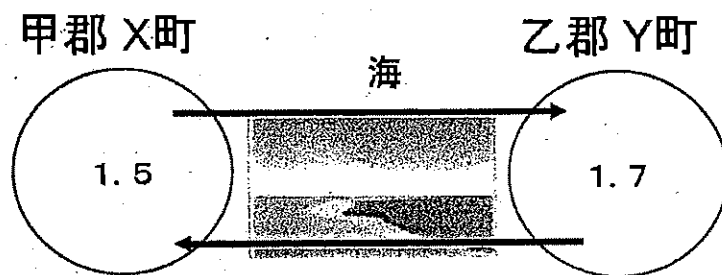
※隣接していない町村(飛び地)は合区できない  
ただし、施行日の前日において飛び地を含む選挙区(下図の甲郡選挙区)は、当該選挙区の区域が変更されるまでは、飛び地の選挙区を維持することが可能



※X町とY町は、現在「甲郡選挙区」を構成している

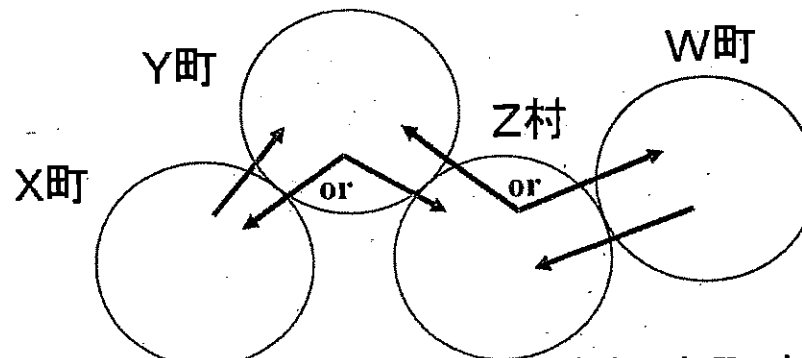
## 具体例

①X町とY町で選挙区を構成できる



※海域を隔てた島部の(市)町村については、常識的な範囲内で、陸部の(市)町村と「隣接」しているものとみなされ、合区可能(島部の(市)町村同士も同様)

②4町村で1選挙区を構成できる



- 町村は隣接している市町村と自由に合区できる
- X町がY町と、Y町がZ村と、Z村がW町と合区することで、結果的にX町からW町までで1つの選挙区を構成できる

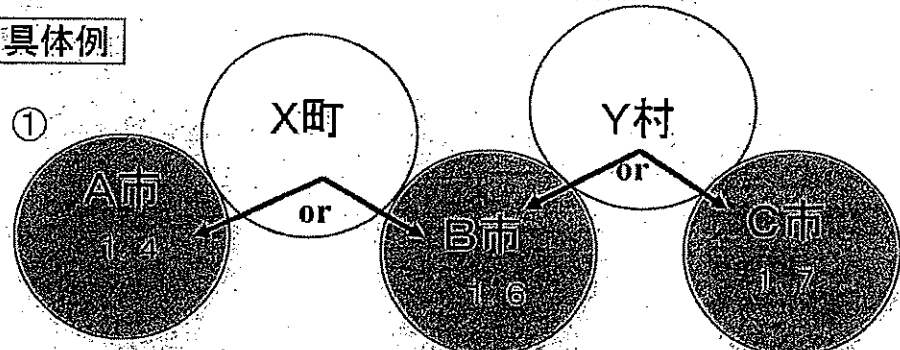


公選法改正案(都道府県議会選挙区) 合区のルール(3) (市と町村の合区)

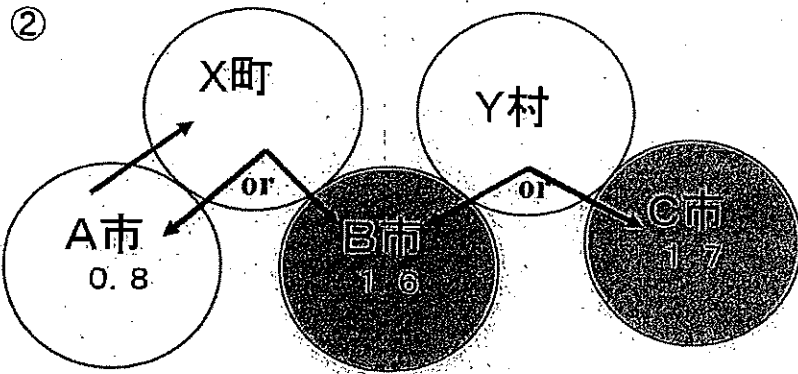
市と町村の合区

- ▶ 市は、議員配当基数が1未満でない隣接する町村と合区できない
  - ▶ 町村は、議員配当基数にかかわらず、隣接する1つの市と合区できる
- ⇒1選挙区に議員配当基数1以上の市○は1つまでという基準さえ満たせば、市と町村は自由に合区できるといえる

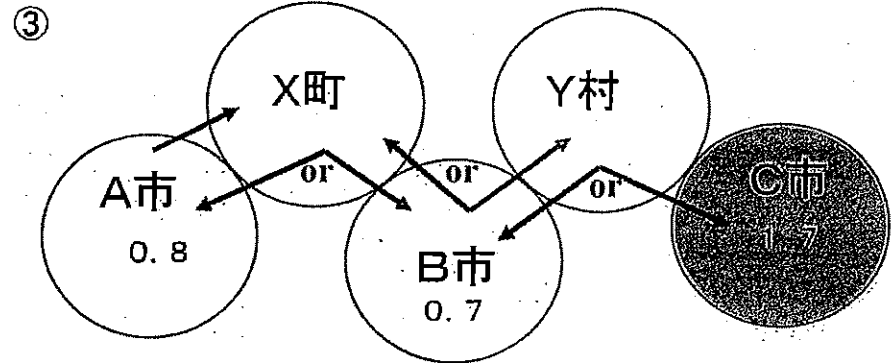
具体例



- ▶ X町は、A市又はB市のいずれか1つと、Y村は、B市又はC市のいずれか1つと合区可能
- ▶ A市、B市、C市はいずれも配当基数が1以上であり、同一の選挙区を構成できない
- ⇒X町・B市・Y村で1つの選挙区を構成できる
- ⇒A市・X町・B市や、B市・Y村・C市で1つの選挙区を構成できない



- ▶ A市はX町と、X町はA市又はB市のいずれか1つと、Y村はB市又はC市のいずれか1つと合区可能
- ▶ B市とC市は、議員配当基数が1以上なので、同一の選挙区を構成できない
- ⇒最大でA市・X町・B市・Y村で1つの選挙区を構成することができる



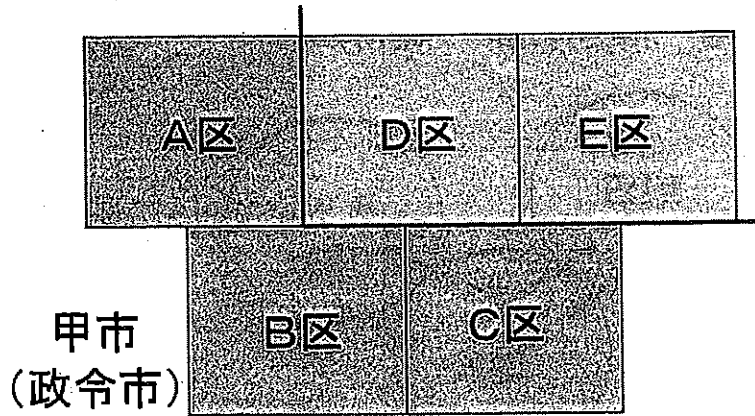
- ▶ A市がX町に、X町がB市に、B市がY村に、Y村がC市に合区することで、上図の5市町村で1つの選挙区を構成することができる

公選法改正案(都道府県議会選挙区) 合区のルール(4) (政令市の区の合区)

ルール

政令市の区の合区

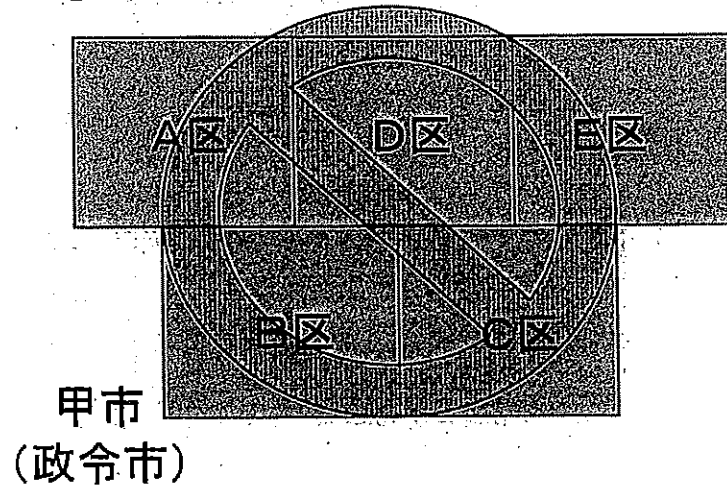
- 政令市は、2以上の選挙区を設けなければならない(全市1区はできない)
- 区の区域は原則分割できない
- 他の市町村との合区ルールは一般市と同様(→(1)、(3))



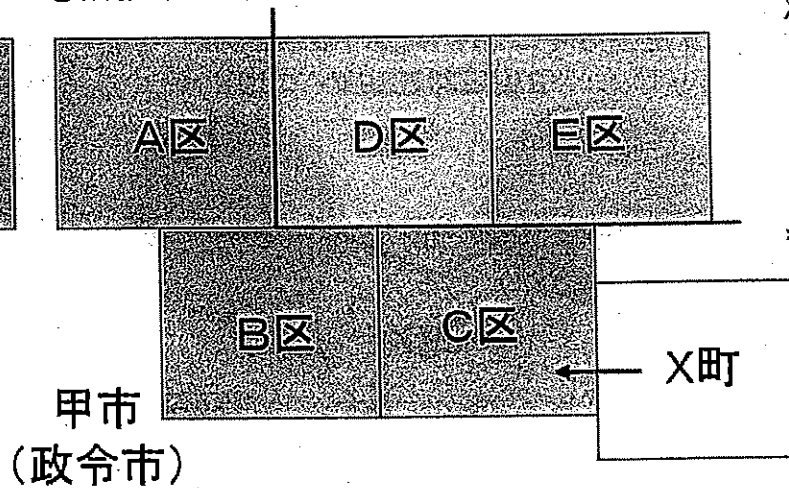
- 甲市は政令市なので、2以上の選挙区を設けなければならない
- 区の区域は原則分割できない

具体例

①全市1区はできない



②隣接市町村との合区



- 政令市の各区域(●、●)と他の市町村との合区ルールは一般市と同様
- ⇒ X町は、C区と隣接しているため、A~C区(●)と合区できる

# 三重県議会議員の選挙区と定数

